



# 西郷義務教育学校のきまり (西郷義務教育学校生のめざす姿【後期ブロック】)

～ 学校生活を楽しく、充実したものにするために ～

今回改訂した点は下線部が引いてあるところです。

このきまりは生徒会組織「決まり大正知隊」が「西郷義務教育学校のきまりに関する基本的な考え方」にある「学校のあるべき姿」に基づき学校のきまりを見直し、【後期ブロック】の合意を得ていったものです。したがって、これが今の西郷義務教育学校生【後期ブロック】の「めざす姿」です。

これからも、みなさんの考えたことや感じたことを生かし、変えていくことができます。みなさんの力でよりよい「西郷義務教育学校生のめざす姿」を考えていきましょう。

## 1 頭髪について ※ 頭髪を男女で区別する特段の理由はないため、男女の区別は設けない。

- 前髪は目にかからないようにする。
- 整髪料は基本的に使用しない。寝ぐせを直す場合の「寝ぐせ直し」は無香料とする。
- ヘアピンとゴムの色は黒、紺、茶のみとする。
  - ※ ただし必要最小限とし、装飾としては認めない。また、横の髪が下を向いたときに垂れてこないようにヘアピンでとめるようにする。
- ロングヘアなど、肩にかかる長さの場合は結ぶなどする。

## 2 標準服等について

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 冬服 | 合服 | 夏服 |    |    |    | 合服  | 冬服  |     |    |    |    |

※ 期間は一応の目安であり、気候などを考慮し個人で決定する。

※ 入学式・卒業式などの式典において、後期ブロック生は標準服（ネクタイ、リボン）、白靴下をそろえる。

### 〈年間の着こなし〉

- スカートの長さは、膝がかくれる長さとする。
- シャツの下に着る下着についてはシャツ等の状態で色や模様が透けないものとし、見えないように着用する。 ※ 下着は見えるものではないため、色の指定はしない。
- 靴下は黒・白色（ワンポイント可。ただし、式典（入学式・卒業式など）の際は白）とする。ただし、スニーカーソックスは禁止とし、長いソックスを下にずらして使用することのないようにする。また、引き上げないとくるぶしが完全にかくれないような短い靴下（アングルソックス）は使用しない。
- 靴は黒・白色の運動靴とする。長靴も可。
- 夏のポロシャツ（白色）は着用可。

〈冬服期間中の着こなし〉（防寒上着：標準服の上に着用 防寒着：標準服の下に着用）

■防寒上着（共通）

- 徒歩通学・自転車通学ともに、寒いときに登下校時で着用してもよい。室内でも、寒いときは着用してもよい。ただし、模様もふくめて華美でないものとする。
- 寒いときに登下校時、ネックウォーマーや手袋を着用してもよい。ただし、校内では身に付けず、個人で管理する。
- 防寒上着は、制服・標準服の上から着なくてもよい（防寒着の上からでもよい）。
- 防寒上着は、式典の時は着ない。

■防寒着（共通）

- 寒いときにトレーナー、セーター、カーディガンなどを着用してもよい。ただし、模様もふくめて華美でないものとする。
- 防寒着は、式典（入学式・卒業式など）の時は、ブレザーから見えないように着込むようにする。
- 寒いときにタイツを着用してよい。ただし、色は黒とし、体操服になる時、式典の時は白の靴下に履きかえること。

### 3 校内生活について

- 登校時間を守る（7：30以降に登校しましょう）。
- 清掃時の服装については、ジャージまたは体操服とする。  
※ 一生懸命清掃をしていると、汗やほこりで服が汚れるから
- 登校後の、校外への外出は認めない。
- 「自転車通学許可証」はカバンの中に入れておく。
- カバン・ランドセル等につけるキーホルダーは、合計3つまでつけてもよい。
- 不要物の校内持ち込みは認めない（貸し借りもしません）。

■ここでいう「不要物」とは「学校生活や学業に必要なでないものすべて」とします。

（例：プリクラ・子ども同士の手紙、化粧品、マンガ・雑誌、お菓子、携帯電話・スマホなど）

※プリクラを持ってきたり、貼ってあるものを持ってきたりすることも認めない。

※手紙を持ってきたり、学校で書いたりするも認めない（トラブルの原因になりやすいため）。

■日焼け止め、薬用リップ、デオドラントスプレー・ペーパーは、無色・無香料のものであれば使用を許可します。自己管理をしっかりと行ってください。

### 4 校外生活について

|                           |   |
|---------------------------|---|
| ①家庭生活における帰宅時間             | 日没時刻にあわせて設定します（春～秋：18：00、冬：17：00）。                                    |
| ②夜間外出                     | 保護者同伴で22時までとします   |
| 興業物(コンサートなど)              |   |
| ③遊戯場(ゲームセンター)<br>カラオケボックス | 保護者同伴で可。  |
| ④飲食店                      | 保護者の判断で可。   |
| ⑤大型店舗                     | 「立ち入り」は児童・生徒だけで可。<br>「ゲームコーナー」は保護者同伴で可。                               |
| ⑥アルバイト                    | 保護者の判断で可（学校に届け出てください）。  |
| ⑦遊泳                       | 「海での遊泳」は保護者同伴で可。<br>「河川の遊泳」は保護者の判断で可（耳川は遊泳禁止となっています）。                 |
| ⑧外出時の服装                   | 私服で可。   |
| ⑨休日に学校に来る場合               | 標準服または部活動の服装とする。  |
| ⑩その他                      | 児童・生徒同士の外泊は、厳重に禁止（トラブルの原因になりやすいため）。<br>「生徒証明書」が必要な場合は、個別に学校に申請してください。 |

### 5 その他—保護者の皆様へ—

- 学校のきまりに記載されていない事柄（髪型など）については、学年担当までお問い合わせください。